

東庄町ドローンパイロット育成事業

募集要項

1. ドローンパイロット育成事業について

東庄町では、地域の若者や住民がドローンを活用した地域の活性化や新たなビジネスチャンスを創出することを目的とした、ドローンパイロット育成事業（以下、「本事業」という。）を実施します。

2. 本事業は、夏期講座と冬季講座の2回が開催されます。募集人数は、各講座15名です。

3. 応募資格は以下のすべての項目に該当する方を対象とします。

- 1) 令和7年4月1日時点で12歳以上38歳以下の方
- 2) 町内に在住している方又は在住歴のある方
- 3) ドローン操縦に興味があり、積極的に講座に参加できる方
- 4) 受講会場まで通学できる方

4. 受講会場は、東庄町ドローンパーク（運営：一般社団法人国際ドローン協会）で、住所は東庄町小南941（旧東城小学校）です。

5. 講座内容は以下の通りです。

- 1) ドローンに関する操縦技能講座（24時間）
- 2) ドローンに関する座学講座（12時間）

※座学講座に関しては、オンラインで受講が可能です。

6. 原則、各講座におけるすべての講義を受講することで修了証を発行いたします。ただし、夏期講座を受講する方のみ、冬季講座にて夏期講座に受講できなかった講義を受講することができます。

7. 応募方法は2通りです。

- 1) 指定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記の提出先に郵送又は持参する。
なお、提出された書類は返却しません。
- 2) 東庄町のHP上にある応募フォームからオンラインで応募する。

提出書類

- 1) ドローンパイロット候補生応募用紙
- 2) 東庄町に住所を有している又は住所を有していたことがわかるもの

受付期間

令和7年11月19日（水）から令和7年12月17日（水）まで

※応募用紙の最終受付は令和7年12月17日（水）17時15分（必着）までとなります。

提出先

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町 笹川い4713-131

東庄町役場 総務課 企画係（役場2階13番窓口）

8. 応募者が定員の15名を超えた場合、抽選にて受講者を選定します。

選定の結果は、メールで回答させていただきます。

9. 注意事項

本事業の講座に関しての受講料は町の予算額の範囲内で町が負担いたしますが、会場までの交通費、食費、教材費及び通信費等は受講者の自己負担となります。講座受講期間中は東庄町が用意したドローンを使用します。

10. キャンセルおよび受講中断について

選定後にキャンセルする場合や、途中で受講を中断する場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

11. 問い合わせ先

東庄町役場 総務課 企画係

Tel: 0478-86-6084

E-mail: kikaku@town.tohnosho.lg.jp